

地 域 再 生 計 画

1 地域再生計画の名称

「ひと・まち・自然が出会う郷（くに）」再生プラン

2 地域再生計画の作成主体の名称

愛媛県、伊予市

3 地域再生計画の区域

伊予市の全域

4 地域再生計画の目標

伊予市は、愛媛県のほぼ中央に位置し、東西に 23km、南北に 21km の広がりを持つ面積 194.47km²、人口 41,191 人（平成 16 年度末）の市であり、平成 17 年 4 月 1 日に旧伊予市、旧中山町、旧双海町が合併して誕生した。

本市の北部は道後平野の南端を占める平地であり、東南に四国山地、西北に瀬戸内海を望む多様な地勢である。また、集落は平地部に人口集中地区が見られるほか、谷筋と海岸線に沿って形成されている。

合併後のまちづくりは、そこに住む人々の・そこに住む人々による・そこに住む人々のためのふるさとづくりであると考え、中山間地域・沿岸地域・住宅地域・商業市街地など、多様な特性を備えた各地域が共生する市全域を郷（くに）として捉え、地域の自立と活性化、多様な地域の共生、地域住民と行政との協働をまちづくりの方向性として、地域それぞれの自然、歴史、文化などの豊かで多彩な資源を活かして、各地域や団体の連携を促進し、相互に補完しあいながら、新市としての一体性を高めていくことが求められている。

本市は、双海・中山の中山間・沿岸地域では第 1 次産業を主としているが、近年は、少子高齢化・過疎化が急速に進展し、周辺部となる地域の衰退が加速され、結果として市全体の活力が低下し、行政サービスの低下につながることが懸念されている。今後は、その地域の持っている特性を活かした分散型のまちづくりを推進し、地域の課題に対応した均衡ある発展を図ることが求められている。

このような中、喫緊の課題として周辺地域の幹線道路（市道・林道）の整備を行い、地域間のアクセス改善を図ることが求められている。これらの地域のアクセスを改善することにより、森林整備の効率化・都市部と周辺部の交流促進による第 1 次産業に対する住民相互の理解の増進・住環境の向上を目的とした効率的な整備を進め、地域に暮らす人々が自ら輝く郷（くに）づくりを目指す。

さらに、上灘地区においては、高齢化・後継者不足により主要な産業である漁業が衰退してきており、就業人口、生産所得はともに減少しつつある。

この地区の漁業の特色は、古くから水産資源（カタクチイワシ等）を加工して、付加価値を高め、煮干しやシラスとして出荷販売の事業化をしてきたことである。しかし、生産基盤である水産加工施設の老朽化が著しく、品質の低下や生産能力の減衰をまねいている。

このため、水産加工施設の近代化を図り、水産加工品の販売額を増大させることにより、地区の雇用を促進し、人口の流出率の減少を図ることによって地域の活性化を目指す。

(目標 1) 集落幹線道路（市道稻荷下三谷線）の舗装改良率

5 % (平成 20 年度) ⇒ 100% (平成 24 年度)

(目標 2) 市道満野法師線の整備により周辺地域のアクセスを改善するとともに、大型の緊急車輌等の通行を可能にする。

双海町満野地域から双海地域事務所までの所要時間

20 分 (平成 20 年度) ⇒ 17 分 (平成 24 年度)

双海町満野地域から本庁までの所要時間

40 分 (平成 20 年度) ⇒ 37 分 (平成 24 年度)

(目標 3) 間伐実施面積

20 ha (平成 20 年度) ⇒ 27 ha (平成 24 年度)

(目標 4) 上灘地区における水産加工品の生産額

239,839 千円 (平成 15 年度～平成 19 年度の平均値)

↓ 15%増

276,557 千円 (平成 20 年度～平成 24 年度の平均値)

(目標 5) 上灘地区における人口流出率

平成 15 年度 (3,528 人) ～平成 19 年度 (3,258 人) 7 %

↓

平成 20 年度～平成 24 度 6 %

5 目標を達成するために行う事業

5-1 全体の概要

市道及び林道の整備は伊予市総合計画に盛り込み順次整備中である。

地域内集落の主要幹線市道の整備を計画的に進め、住民の利便性の向上、地域間の交流を促進すると共に、林業の振興及び未整備森林を解消するため、積極的な間伐等、森林整備の実施、また林道整備による、森林～市街部までの道路ネットワークを構築し、潤いのある市民生活を創造することを方針とする。

主要な整備路線は以下の通りである。

- ① 市道稻荷下三谷線は、当初 2 車線及び片歩道で整備された路線であるが、近年になって、市道バイパス整備に伴い主要地方道（県道伊予川内線）と接続されたことにより、大型車の通行量が増加し、路面の損傷が著しく交通安全上非常に危険な状態であるため、全面的に舗装の改良を図り、安全

の確保と市街部と周辺部の交流の促進を目指す。

- ② 市道満野法師線は、行政界に位置する集落の幹線市道であるが、起点付近で鉄道（JR四国）と幅2.8m高さ2.8mのボックスで交差しているため、大型の緊急車両・マイクロバス及び大型建設車両が通行出来ず、住民生活に多大の不便を強いられている。今回市道バイパスを整備し住民の利便性の向上と周辺地域のアクセス改善を目指す。
- ③ 林道石畠上灘線は、地域の主要林道であるが、未整備のため山林の維持管理に支障を来たしている。この林道を整備することにより、間伐や森林整備を実施し、農山村の美しい自然・景観が守られ、更に地域産業、地域間交流の促進を目指す。
- ④ 林道大久保鳥越線は、利用区域内森林の約60%が人工林であり、森林施業を必要としているが、道路が未整備のため森林施業、山林の維持管理に支障を来たしている。この林道を整備することにより、森林施業のコスト削減、森林資源の質的充実と有効利用、森林の有する公益的機能の高度発揮を目指す。

また、上難地域では、古くから水産資源（カタクチイワシ等）を加工して、付加価値を高め、煮干しやシラスとして出荷販売の事業化をしてきたが、生産基盤である水産加工施設の老朽化が著しく、品質の低下や生産能力の減衰をまねいているほか、高齢化・後継者不足により主要な産業である漁業が衰退している。

このため、水産加工施設の近代化を図り、水産加工品の販売額を増大させることにより、地区的雇用を促進し、人口の流出率の減少を図ることによって地域の活性化を目指す。

5－2 法第5章の特別の措置を適用して行なう事業

道整備交付金を活用する事業【A3001】

対象となる事業は、以下のとおり事業開始に係る手続き等を終了している。なお、整備箇所等については、別添の整備箇所を示した図面による。

- ・市町村道；（市道稻荷下三谷線）
道路法に規定する市町村道に昭和57年3月25日に認定済み
(市道満野法師線バイパス)
- ・市町村道；（林道石畠上灘線）
道路法に規定する市町村道に平成20年6月26日に認定済み
- ・林道；（林道大久保鳥越線）
森林法による今治松山地域森林計画（平成18年樹立）に路線を記載
(林道大久保鳥越線)
- ・林道；（伊予市）
森林法による今治松山地域森林計画（平成18年樹立）に路線を記載

【施設の種類（事業区域）、事業主体】

- ・市道（伊予市）、伊予市
- ・林道（伊予市）、伊予市

【事業期間】

- ・市道 平成 20 年度～平成 24 年度
- ・林道 平成 21 年度～平成 24 年度

【整備量】

- ・市道 L=4,410m
- ・林道 L=6,700m

【事業費】

総事業費	1,223,100 千円 (うち、国費 611,550 千円)
・市道	900,000 千円 (うち、国費 450,000 千円)
・林道	323,100 千円 (うち、国費 161,550 千円)

5－3 その他の事業

5－3－1 地域再生基本方針に基づく支援措置による取組

農山漁村活性化プロジェクト支援交付金（農林水産省）【B1002】

【活性化計画の区域】

伊予市上灘地区 33.43ha

【活性化計画の目標】

- 地域産物の販売額の増加 15%

H15 年～H19 年の販売額平均値：239,839 千円

→ H20 年～H24 の販売額平均値：276,557 千円

- 人口流出率を 7 % (H15 年:3,528 人～H19 年:3,258 人) から 6 % (H20 年～H24 年) に減少

【活性化計画の期間】

平成 20 度～平成 24 年度

【計画主体】

- ・伊予市

【事業主体】

- ・上灘漁業協同組合

【事業内容】

- ・上灘地区は、古くから水産資源（カタクチイワシ等）を加工して付加価値を高め、煮干しやシラス等として出荷販売することを基幹産業としてできている。今後、この基幹産業である煮干し、シラス等の水産加工業について、生産能力を向上させるとともに、商品の新開発や高品質化を図るため、拠点となる水産加工処理施設の整備を行う。

【事業期間】

- ・平成 20 年度～平成 22 年度

【事業規模】

- ・水産加工処理施設 3,500 m²

【全体事業費】

- ・681,500千円（うち、国費340,750千円）

【活性化計画の目標と事業の関連性】

- ・上難地区では、古くから、沿岸より採取したカタクチイワシ等を煮干し・シラス等に加工することを特色としてきたが、近年は、生産基盤である水産加工施設の老朽化が著しく、品質の低下や生産能力の減衰をまねいているほか、高齢化・後継者不足により漁業が衰退している。

この状況を開拓するため、製品の加工や出荷販売の拠点施設である水産加工処理施設の近代化を図ることにより、水産加工品の品質向上させるとともに、新たに練り物を開発することで販売額の15%増を目指す。また、加工品等の取扱量が増えることにより、地区の雇用が促進され、地域からの人口流出を防止する。

5－3－2 支援措置によらない独自の取組

(1) 道路・交通基盤の整備

地域内での交通利便性を高め、一体的な結びつきを強化するため、新市域内の連絡機能を持つ道路の整備を進め、産業や市民生活の交流・連携・強化を図る。また農林道は、本来の産業道路としての機能のほか、農村地域社会の発展に果たす役割も考慮し整備を進める。

(2) 消防・防災・安全の確保

台風・集中豪雨・地震などの自然災害に対応できる地域・体制を整備するため、道路交通網の整備や高齢者の運転免許保有率増加に対応した、交通安全施設の整備を進める。

(3) 農林業の振興

農林道、用排水施設の整備を実施し、地域の生活環境の改善を進め、住民の定住化の促進を図ると共に、グリーン・ツーリズムの推進などで都市との交流促進に努める。

6 計画期間

平成20年度～平成24年度

7 目標の達成状況に係る評価に関する事項

本計画に掲げる目標については、計画期間終了後に目標の達成率等を関係部局と調査検討し、本計画の評価を行う。また、この結果から今後の事業の方向性を決定し、市民に対し公表する。

農山漁村活性化プロジェクト支援交付金による取組については、計画年度終了後、地域販売額の増大については、上灘漁業協同組合より収支決算書等を提出させて達成状況を評価する。

人口流出率の削減については、住民基本台帳により照合していき、達成状況を評価する。

8 地域再生計画の実施に関し当該地方公共団体が必要と認める事項
該当なし。